

福島県元請・下請関係適正化指導要綱の改正について
(社会保険未加入対策)

1 経過

- H24から、国土交通省が中心となり、建設業者の社会保険未加入対策を進めてきた。
 - ※社会保険…健康保険、厚生年金保険、雇用保険の3保険
 - ※建設産業の人材確保や公正な競争環境の確保が目的。(目標年次…H29)
- 国交省直轄工事では、H28までに受注者・一次下請の未加入対策を実施してきており、本県でも、それを参考に対策を実施してきた。
- 国交省直轄工事では、H29.4から二次下請以下にも対策を拡大した。

2 本県の対応(案)…福島県元請・下請関係適正化指導要綱の改正

(1) 改正概要

未加入者	H29.4まで	H29.5から
受注者	・入札参加不可(資格申請を受け付けない) ※改正なし	
一次下請	<ul style="list-style-type: none"> ・原則選定不可。 ・未加入の場合、受注者から理由書を徴する。 ・悪質な場合は、受注者等に入札参加資格制限措置を行うことがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則選定不可。 ・未加入の下請がある場合、受注者を通じて当該未加入者の元請から理由書を徴するとともに、受注者、各元請から繰り返し加入を指導することを求める。 ・受注者等への指導は各発注機関が行い、繰り返し指導しても加入が認められない場合は、入札監理課に報告する。 ・入札監理課は、建設産業室と連携して更なる指導を行うとともに、悪質な場合は、受注者等に入札参加資格制限措置を行うことがある。
二次下請以下	特になし	

(2) 改正時期

5/1(月)以降に入札公告等を行う工事から適用する。